

三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会会議運営規程第9条第2項の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼす恐れがある事項、その他の閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する市町の指定する場所とし、その時間は、閲覧に供する場所の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができる。

2 閲覧者が会議録等の写しの交付を希望する場合は、その作成に要する費用は1枚10円とし、申出者の負担とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。